

【歴史資料】

解説 三浦昇一と論文「福山市未解放部落の實態」と『初心生涯』について

小早川 明良

三浦昇一（みうらしよういち・1925—2012年）は、1946年11月敗戦直後再建された解放委員会広島県東部支部結成に参加した。これが、現在の部落解放同盟東部地区協議会に繋がっている。以降、地域に根ざした解放運動と同和教育に取り組んだ。後々までも解放子どもも会のモデルとなった「しろはと子供会」（1950年）の結成は、特筆すべき初期の成果である。しろはと子供会は、福山市に遊園地設置要求闘争を起こし（1957年には、しろはと会館の建設を実現した。

一方で三浦は、高須事件、実業学校差別事件、福山結婚差別事件、吉和中学校事件、唐丸事件などの差別事件を闘った。とくに福山結婚差別事件は、献身的に闘争の先頭に立った。その内実を知るものは、三浦の忍耐と執念に頭を垂れる。組織的には、部落解放同盟福山市協議会書記長、同東部地区協議会書記長、中央委員、中央統制委員などをつとめた。晩年は、同広島県連合会顧問もつとめた。

労働運動の活動家として、また政治家としても活動し、福山市議会議員、日本社会党福山支部長として足跡を残した。

また、戦後間もないころの福山文化運動に関与し「三浦の昇ちゃん」として親しまれた。部落解放運動の文化面では、とくに音楽への造詣の深さが「しろはと子供会」での指導・指揮に活きていた。

三浦には、地方官僚としての側面があった。福山市で社会教育課長、青少年センター所長、青少年対策部長、民生部長を歴任した。とくに福山市代表監査委員（常勤）をつとめ、難問に対処したことはよく知られている。

1990年福山市代表監査委員の職を退いた後、旬刊『ヒューマン』を創刊し、長年主筆として人権擁護に取り組んだ。

雑誌『部落解放』（1998年）のインタビューにおいて、三浦は、「福山市内の三つの地区を調査した資料」について語っている。それが、本誌が前半で紹介する『部落』53号（1954年5月）へ投稿された論文である。タイト

ルの「未解放部落」という語は、この頃は一般的に使われていたものであり、1970年代まで「被差別部落」の語は、ほとんど使われなかった。

この論文が執筆された当時の福山市は、今日とはまったく様相が違う。福山市は、1916年旧深安郡福山町を廃止して市制に移行し、1933年川口、手城、深津、奈良津、吉津、木之庄、本庄、神島、佐波、草戸の各村を合併した。1942年に山手村と郷分村を合併した。当時の人口55,996人であった。論文で取り上げられたM部落は、市制移行時から福山市に、F部落とY部落は、1942年に福山市になった地域の被差別部落である。当時の市域に被差別部落は、この3カ所を含めて7カ所あった。現在、3地区はともに市街地にあるが、当時は市の周縁地域であった。1930年代の世帯数人口は、その3地区で112世帯、580人であった。これと比べると1950年代には世帯数がやや増加したことになる。ちなみに、同時期の主業（括弧内は副業）は、M地区が農業（工業）、Y地区が工業（商業）、F地区が工業（農業）となっている。

ここで論文の内容に少し立ち入る。1953年の被差別部落調査のデータが掲載されている。調査の方法などは明確ではない。その内職業調査は、1943年の調査である。

上水道について確かに言えることは、当時福山市の周縁部に位置していたが、上水道の給水管は敷設されていたことである。福山市は、上水道の歴史が古く、当時の福山市全体で、水道普及率は、65パーセント（人口ベース）であった。三浦のデータによれば、自宅まで水道管を引き込むことができたのは30パーセントである。共同水道利用者と非利用者を加えると約70パーセントが直接自宅で上水道を利用できていない。まったくできないのは約30パーセントである。給水管から自宅までの引き込みは、受益者負担になるので、それができない人たちにとって、負担額はかなり高かったと思われる。

学歴のデータ中、旧制中学卒欄の女性は旧制高等女学校と思われる。当時の一般的な中学校進学率は8パーセント、同じく高等女学校は9パーセントとされている。これと比較すると、被差別地区ではそれぞれ、6パーセント、13パーセントになる。就学率は、男子が低く、女子は高い。旧制、新制とも大学進学者はない。敗戦前の大学進学率の全国平均は、1パーセント前後だといわれる。1950年代の大学進学率は、男性約15パーセント、女性約5パーセントであった。これらの意味するところは何か。三浦は、この疑問にたいする解答を残していないが、少なくとも、敗戦後の教育環境が、敗戦前より悪化していたと思われる。

職業調査の靴工 30 名には、実際は靴修理などサービス業に分類される人たちが含まれるなど、数字の解釈には注意を要する。そして、この仕事が、高度経済成長とともに淘汰されていった。技術を有する人たちは、量産を目指む近隣の企業に指導的な人材として就職するが、その企業が競争に敗北する過程で失業する。その人たちの幾人かが、福山市の現業職員として雇用された。もちろん製靴を天職と考える人もいたが、この頃になると資本によって生産手段の供給枠から外され、いわば強制的に失業状態になっていった。近代に入って細々と始まった製靴業は、二世代を超えて継続できなかった。なお、この頃の製靴については、拙著『被差部落像の構築——作焉の陥穂』(にんげん出版 2017 年) を参照されたい。

三浦の示したデータは、研究としては、読み方に留意を要する。しかし、当時の部落差別が厳しかったことと差別への抵抗が容易でなかったことが、よく伝えられている。とくに、部落解放運動を妨げる「ボス支配」との闘争は、大きな問題を提起していた。

後半で紹介する三浦の著述は、『初心生涯——あの日あの時』からの抜粋である。これは、1990 年より 1995 年の間に『ヒューマン』に執筆したいわばエッセイ仕立ての「あの日あの時」を三浦自らが編集し出版した著書である。紹介する部分は、部落解放運動への参加から始まり、それは『部落』53 号の内容と時期を共有する部分である。割愛部分の前半で三浦は、道路工事現場で働く母親、兄弟の死、被差別の原体験などについて語る。全体としては、「内閣同和対策審議会答申」までを記録している。

論文「福山市未解放部落の實態」の最後の部分で、三浦は、労働運動や民主団体との共闘が重要だとしている。それは、主に『初心生涯』の抜粋部分において述べられている。

三浦は、島崎藤村の『破戒』の演劇化に取り組み、上演運動を成功させた。そのとき、ともに行動した活動家の多くは、部落解放同盟広島県委員たちと非被差別部落の民主運動の活動家たちであった。『初心生涯』には、後に高名な文化人となった人の名前も見つけることができる。時代的背景から言えば、福山市が日本鋼管を誘致し、人口の増加と階層分化が進み、社会構造の変化が顕著になった、その一方で、被差別部落と非被差別部落の活動家の良好な関係は徐々に乏しくなっていった。そこにはさまざまな経緯はあるが、今日の両者の関係の出発点は、このときに由来する。

差別糾弾闘争については、敗戦後、全国の被差別部落民を震撼させた高須事件から始まる。運動のまっただ中にあった活動家として、生き生きとした

闘争の記述がある。前述した近田（福山）結婚差別事件にかんする記述からは、非常に緊張した権力との対峙が鮮明に伝わる。そして実業学校差別事件や貫井事件などは、今では記憶する人も少なく、われわれが被差別体験の記憶を継承する意味でも貴重な記述である。

近年、少しづつではあるが、戦後期部落問題の研究の機運が高まっている。三浦は、敗戦直後から解放運動の先頭を駆け抜けた活動家であり、理論家であり、彼の軌跡と理論は、今後研究すべき重要な位置にある。

資料 1

福山市の未解放部落の實態（『部落』53号：1953年5月1日発行より）

広島県・福山地方の解放運動は、今や生活に結びついた「生活を守るために」の運動を展開している。未組織の部落に対して單に解放委員会え入つて解放運動と一緒にやりましょうと呼びかけるだけでなく、生活に結びついた一つ一つのどんな小さな事でも具体的なものをとり上げて其の地区の部落民全体と行動を共にすべく努力し、その行動の中で之が解放運動だとゆうことを認識すべく努めている。

1 福山市における未解放部落

1-1 地理的環境

A・部落の分布状況・約280戸の部落民家屋は大体7ヵ所に分布し、何れも市の中心部から離れてその週(ママ)辺に位置している。福山市がかつて城下町であった、封建時代、侍屋敷を中心部に、町人達はその週辺に居住し、部落民は辺鄙な地域に居住し絶対に中心部に居住出来なかつた。又明治維新後、解放令が発せられたが、名目だけの解放令は「兵役、納税、教育」の三大義務をおしつけたのみで、経済的な裏づけが与えられず、従つて、部落民は依然として部落産業に従うか、僅かな農地に頼つて滅次細民化(ママ)して來、差別はかかる生活の中から必然的に申告の度を加え、その上に封建的身分制は払拭されず依然として、週辺居住地(ママ)に甘んじておらなければならなかつた。以上の如く解放のための経済的な裏づけはなされず部落民は狭い土地と恵まれない環境から脱することが出来ず、細民化の状態をそのまま残している。

B・中心部に居住する部落民、経済的な発展をねらつて市内中心部に居住する部落民も少数乍らいる。彼らは恵まれた地理的環境に居住地を得ている。経済的にも一応解放されている。しかし、恵まれた環境がある事が即、解放の主要素となり得ない。依然として身分的な制約に悩まされている。

1-2 生活環境

A・部屋数と電灯数より見た生活環境・旧市内 138 世帯について、部屋数と電灯数の調査をした結果次の様な結論を得ることが出来た。

a、低劣な生活環境

が大多数、第 1 表に

示されている通り、

1 部屋しか持たない

世帯が全体の 30 %、

電灯数 1 という世帯

が 43 % で大多数を

占め、その反対に 8

部屋という世帯が僅か 1.5 % 電灯数 9 というのが 0.8 % である。如何に低劣な生活をしているかがこれによつてもわかる。

b、中以下の生活環境が圧倒的、部屋、電灯共に 5 以上所有しているものを中以上の生活環境にある世帯、4 以下所有しているものを中以下の生活環境にある世帯とした場合、中以上の生活環境が 17 % から 20 % 中以下の生活環境が 80 % から 83 % とゆう事になる、電灯のない家が旧市内にも拘らず 2 世帯も存在するとゆうことは最低劣な生活環境にあると判断してよいであろう。

B・生活設備より見た生活環境・

水道、台所、便所、風呂の有無を調査

したところ、次の様な結果が得られた。

(世帯数 138 について調査)

a、水道施設が最も完備されていない。水道では共同使用が非常に多く、138 世帯中 57 世帯とゆう大多数を示し、或部落の如きは 1 つの水道を 23 世帯で使用している。しかも調

第 1 表 部屋数と電燈数の調査

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
部屋	27	21	23	23	14	6	2	2		
電燈	2	60	22	8	7	15	8	2	1	1

(28.10. 調)

第 2 表 生活設備の調査

	専用	共同	無
水道 号所 (ママ)	41 113	57 10	40 15
便所	120	17	1
風呂	49		89

(28.10. 調)

査の対象になつてゐる世帯はすべて旧市内で水道は充分引く事が出来る条件の地に居住しているわけである。

b、台所と便所の無い家がある。台所と便所は大抵の世帯が専有してはいるが、これは云う迄もなく、どこの家庭でも必要欠くべからざるものであるからである。しかしそれさえ持たない家庭があるがどんなに不自由であろうか、憲法の「最低生活の保障」は空文なのか？…

C・自宅が多いことは何を意味しているか・住宅調査では第3表の如く自宅が圧倒的に多く74%である。これは経済的に裕福である事を意味するものではない。部落民への差別のあらわれなのである。どんなに小さくても自分の家を建てなければならぬ。基本的人権である住居移転の自由も、部落民外のように自由に行えないものである。

第3表 住宅調査

自宅	102
借家	24
間借	10
同居	2
調査世帯数	138

(28.10.調)

1-3 文化環境

文化環境の不備は第4表を見れば一目瞭然である。3分の1を上廻る部落民は見ざる聞かざるの状態で知識水準の高まりもなく、何も知らず素朴であることから、時勢に流れ易く部落有力者にも支配され易い。之は部落解放運動に於ける重大問題である。事実、部落ボスに支配され「寝た子を起すな」とゆう部落民が多数存在している。

第4表 文化環境調査

調査世帯 138		
新聞	とつている	86
	とつていない	52
ラヂオ	ある	75
	ない	63
月刊雑誌	とつている	15
	とつていない	123

(28.10.調)

1-4 学歴

第5表の学歴調査は、3部落138世帯の構成員の中から既に実社会にのり出している人について調べた。全体的に見て戦前戦後共に教育水準は高いと云えない。旧制中学、新制高校という程度の中等教育を受けた者が約10%弱、学歴のない者が10%強で対象的である。この調査によつて解ることを簡単に要約すると次の様になる。

a、明治維新後の解放令はごまかしであつた。調査によると小学校と高等

小学校が圧倒的であるが、之は云う迄もなく兵役、納稅について支配階級に都合のよい人間を作るための教育、とゆう三大義務を押しつけられた結果であり、中等教育を受けた者が非常に少なく、更に高等教育を受けた者が1人もいないこと、それに不就学者が36名もいる事は、経済的裏づけのない解放はあり得ない事を明らかにしている。

b、戦後の民主改革も名ばかりであつた。雨後の「竹の子」の如く新設された新制大学卒業生も1人もいない事実、新制高校卒業生が、僅か6名とゆう事実又第5表に載せていないが、現在大学在学中の者が138世帯の中で僅か1名高等学校在学中の者が僅か4名とゆう現実は一体何を意味するのか……。

- c、第二次大戦後、依然として解放のための経済的裏付けがなされていない。
- d、解放されない部落民は前項でも調べたように文化水準が非常に低い。
- e、部落内外の封建的遺制によつて、学問の自由が与えられていない。

1-5 職業

第6表 職業調査

職業	世帯数
靴工	30
日雇	18
工員	6
商業	6
農業	38
人夫	3
公務員	1
花緒作り	1
無職	27
その他	8
会計	138

(18.20)

第6表の調査によつて解る事は次の通りである。
A・近代産業に縁が遠いこと・部落民の殆んどが近代産業から身分的にボイコットせられている。

[その実例]

昭和28年5月、福山市の某部落出身の青年が、某会社に職業紹介所を通じて、就職を希望し、面接のために会社へ赴いた、その青年は小学校は福山を出、京都の平安高校を卒業していた。名にしおう野球校である平安高校のピッチャーという肩書きと学歴があるとゆうことで「明日からでも来てくれる様に」とゆう会社側の要望まで洩らされた後、住所を根掘り葉掘り聞き正し、部落の名を確認した後、家の職

業を聴いたので「肉屋です」と答えたところ、掌をかえすように「何れ改めて職業紹介所を通じて通知致します。」と云つたきり、就職は拒否されてしまった。

これは、はつきりした差別的就職拒否である。従つて部落民は殆んど傳統的、前時代的職業に従事し、全家族をあげてこれにしがみついている訳である。別表6に現れている通り「農業」と「靴工」が圧倒的に多く失業者が24名もあり、半失業的な不安な職業である「日雇」と「人夫」がその次に多いことは職業における身分的差別の実態が如何に深刻であるかをよく証明している。

B・部落民の家業に従事している状況

- a、青莊年の場合「農業」をしながら「馬車引」をする者が多く、又「日雇」・「人夫」等が多い。「日雇」の場合は、1ヵ月に15日位しか働く事が出来ず、従つて賃金は世帯を支えきれずに、半失業の状態におかれている。
 - b、無職者の場合、調査で「無職」となつているものは失対予算の恩恵にもあづからぬ者で、或は「かつぎや」或は家内での「内職」等、不安定な職業に従事しているものである。
 - c、商業に従う部落民の殆んどは不安定な行商と露天店である。「飴売り」行商の或婦人は朝6時から晩8時9時迄働き通して、一家5人の生計を立てゝいる。雨が降れば行商が不可能となるので、天気のよい日は実に15時間も働くのである。しかも、1日200円足らずの事があるので生活は非常に困難を極めている。
 - d、工員の場合。工員は殆んど部落から遠く離れた全国的規模を持つた工場の工員で地域に於ける身分的差別の状況の一端を示している。
 - e、「その他」の場合。「僧職」「食堂勤務」「大工」「病院小使」「研業」「菓子製造」等で共同作業的職業は少ない。
- 職業上から見た生活実態は以上であるがこれに更に輪をかけているのは部落産業の不振と、農業の経営困難である。

1-6 部落産業の危機と、平和産業の危機

A・部落産業の危機は平和産業の危機・

- a、外国原皮の押付け輸入「部落産業の皮革業者は、外国原皮の押付け輸入と大資本の圧迫で急速に没落させられている」と部落解放全国委員会は報告しているが、福山における皮革産業もその例外ではない。
- b、福山市における靴工の悩み。福山における靴工の殆んどは、原始的手

工業によつてゐる。しかも大きな資本を持つ靴店の下請けをして、前貸し制の家内工業の状態を呈してゐる。その上アメリカ独占資本の原皮押付け輸入の圧力が、低賃金となつて最下層の手工業者に覆いかぶさつて來ている。

「これは日本産業がアメリカ独占資本の下請軍事産業化されて來て、平和産業民族産業が没落させられ、一千万人を超える失業者半失業者が生み出されつゝある我が国の産業状態の、集中的なあらわれなのである。」と部落解放全国委員会は、第8回全国大会資料（二）に述べている。

B・農業の零細化

a、部落の農業状態。第6表の農家38世帯の、平均耕作面積は3反3畝である。農地改革の結果、日本農民の平均耕地面積は8反程度と政府は発表しているが、これと比較して見ても甚だ零細な農業であると云える。斯る実態はどこから來たか、云う迄もなく3反以下の零細農家を対象としない、不徹底な農地改革に源を發している。部落に於いては、3反以下の農民の大部分は農閑期を「馬車挽」「仲仕」「内職」等をして生計を補つたり、家族の出稼ぎによつて補つてゐる。

b、農民の窮状は日増しに強くなつてゐる。或る農夫は「もうこの調子で行けば、2、3年もしない中にワシ等泣きを上げてしまう。農機具は高いし米の値段はいつこう上らんし、おまけに税金は何だかんだと総計は結局毎年上つてゐる。」と告白してゐる。その上部落の農民は耕地面積も少なく、部落民とゆう十字架を背負わされ、更に悲惨な生活をしてゐるものと考えてよい。

2 部落の解放を妨げるもの

以上述べて來た如く、部落民の生活実態は實に深刻である、その原因は根本的には社会のシクミにあるが直接的な原因を要約すると次の如くである。

2-1 地主勢力と部落ボス

A・地主勢力と政治力・戦後行なわれた「農地改革は一部農民に解放」の幻想を与えたのみで、農民は自分が地主の土地を解放し斗いとつたのであるとゆうよりもむしろ「ゆづつてもらつたんじや」とゆう考え方を支配的に持ち本質的には農村を支配していた地主勢力を崩す事なく、福山市においても、かつての勢力は社会的に相当な勢力を續け、その勢力を経済的にも拡大してゐる。かゝる実情と反対に部落解放の推進体となるべき部落農民の生活は極

度に零細化して行き、政治力をもつて差別の実態を解決すべくもない。

B・部落ボスの支配・部落出身のいわゆる「成功者」なる者、経済的有力者は同時に政治的有力者である場合が多い。福山においてもその例に洩れない。彼等は「寝た子を起すな」と云い部落の諸問題をいわゆる「顔」で解決してゆく。従つて文化水準の低い部落民は彼等に追従して「寝た子は目覚め自覚しなければならぬ」とゆう解放運動者を異論者扱いにする。然し、その勢力も盛り上る解放運動の前に今や風前の灯火である。

[その例]

福山市のF地区とY地区に勢力を持つ福山市の部落出身の唯一人の市会議員S氏は一昨年12月Y地区での同和教育部落懇談会で、講師に話をさせず「同和教育とは一体何をやるんだ、こうゆう教育が此の世の中にある得るかどうか、民主教育が普及渗透されば自然解消するんだ、こうゆう事を考える教育者の頭を疑うもんである」と大要以上のような事を1時間餘りぶつて、出席していた校長教頭外教員を驚かしたものである。然し市教委と解放委のその後の啓蒙は二度とその様な発言のできない所え追いこんでいる。又彼は校外指導に入っている教師を「あれ等は赤だから近寄るな」と謀略的邪魔をし、解放委の支部大会にはS地区Y地区からは「今頃あんな事をして」と一人も出席させず(S氏は昭和21年より25年迄解放委の県東部支部の支部長をしていた。参考迄に)又、郊外指導の件で小学校中学校の教員が部落対談に行つた際S地区の父兄に是非来て下さいと言つているところえ彼が出て行き、「皆よく考えろ同和教育をやれば又昔のように差別されるんだぞ」と抑えるようなことを言い、「解放運動ぢや同和教育ぢやゆうような事を言わんでも皆ワシのようになれワシのようになりや差別されんのぢやワシ等は市会え出て発言しても外の者と同じように差別されずに通るんだぢや」とゆうような不遜な事を言つているのである。然しその勢力も今や宙に浮きつゝある。又M地区に勢力を持ち町内の自治会長、衛生委員、民生委員、児童福祉委員、PTA委員等と、役とゆう役を1人占めにしているF氏は、解放委員会を「よそ」の団体とい、民生委員の改選の際には、日頃自由にしている2、3の顧問と称する者に自分が又民生委員をやろうと思つているのだと含め、推薦は他地区の者がしたのだとゆうようにして、推薦名薦を出した後日、町内の人には自分が推薦されているから宜敷く頼むとゆう独裁性を発揮、解放委支部の大会には町内の者に「絶対に行つてはならぬぞ、もし行く時はワシに断つてゆけ」と行動を差し留め、町内に遊園地を造る運動を解放委、市教委が超せば、それに参加した同地区の人に、「お前達にそんな事

が出来るのか」と足を引つ張るような事を言い、同地区に住む解放委福山支部の書記長M氏に、「解放委員会から手を切れ、そうすればお前に自治会長を譲つてもよい」等と独裁者の本性を出しているが、同自治会副会長其の他の役員は解放運動の必要性を強調、自治会を返上して解放委の組織に一本化すべきだと新らしい盛り上りを見せ地区の人も全面的に解放委員会の会員となり（福山支部は会員が会費を出しあつて自主的な運動を展開している）今やその勢力も風前の灯である。

然し彼も解放委の切崩しに躍起とつなっているが同町に於ける下水溝、遊園地等と実態に結びついた運動の前には如何ともすることが出来ないのである。自力の実力を以つて部落の改善に乗り出す部落大衆の力こそ、實に解放の巨歩である。

2-2 行政の偽瞞政策

「解放委員会とは2、3の人間がやつているだけだ」とゆうような吹き込みもあり、部落内部の分離的状態に便乗して、解放委の組織力を弱めるべく、分裂便乗行政をやつていた理事者側も現在は部落民の団結に組織を重視部落の改善を重視し、積極的に改善に便乗していたことは誠に喜こばしいことである。

3 今後の解放運動

3-1 行動を通じて組織の強化を

福山市における部落解放組織は未だ全部落民の要求の上に立つた組織であるとはいえない。我々はこの組織を大衆化し、より強固にしなければならない。それは我々が地域の連帶性を強化する中で初めて可能となるのである。

3-2 力強い部落青年の立上りを

解放されたいとゆう自分達の要求が何故前進しないのか。とゆうことを真剣に考え、それは部落内に「寝た子を起すな」とゆう有力者が存在することで、解放委員会の解放要求とそれを阻止する力と矛盾を知り、斯る誤まつた解放観念を是正しようとする要求を機敏にとらえ。青年こそが部落解放の先がけをしなければならないとゆう自覚を持たす。

3-3 凡ゆる民主團體と手を握つて

差別した者が我々の敵であるかの如く考え方を糾弾することは部落問題を

して、往々、「子を寝さす」方向に向けるものであり分裂を自ら助長するものである。我々はこの社会のシクミに目を向け部落の主要素となる、凡ゆる未解放のものと共に解放運動を行つてゆかなければならぬ。即、労働者の問題、即、婦人と年少者の問題。即、封建農村の問題等、日本における凡ゆる未解放問題、凡ゆる民主団体と共に手を携え共闘に起ち上り共々に解放運動を続けるところに完全解放の目的が達成される者と信んずる。

4 結語

冒頭に記した如く福山地方の運動は今や生活に結びついた「生活を守る」為の運動を展開している。然し之は福山市のみの力で出来得るものではない。隣郡（芦原（ママ）郡）に住む小森縣連副委員長、森分縣連執行委員、東部協の有田執行委員、平田福山支部長等、真に一丸となつて心を1つにして運動を展開しているところに運動の成果があるのである、我々もこの幹部を中心にしてより一層の团结を圖り目的完遂の為に最後迄闘い抜くことを誓うと共に、本調査に全面的協力を戴いた、福山支部役員、同和育成協議会役員、教組の同志等諸兄に厚く感謝し筆を置く。

（市教委・社会教育課勤務）

資料2

解放運動・諸活動への参加 差別事件等の闘いの中で（『初心生涯－あの日　あの時－』より）

1 解放運動・諸活動への参加

1-1 部落解放運動への参加

広島に原爆が投下された2日後の、1945年（昭20）8月8日、米B29の編隊による空襲で、旧福山市内の80%余が瓦礫と化し、焼野原になった。

終戦日である同年8月15日には、私は静岡県の原谷に海軍航空兵として駐屯していたが、10日後の8月26日に復員、帰福した。

敗戦によって、それまでの政治的、社会的構造が崩壊し、経済的混乱と道徳的価値体系の動搖等を背景にして、失業と貧困、価値観の激変等で、国民生活は窮乏を極め、特に部落はそのしわよせを1番大きく受けている。

こうした状況のもとで、同年、中央では松本治一郎先生等を中心に組織再建の準備会がもたれ、翌1946年（昭21）2月、京都において全国部落代表

者会議がひらかれ「全国水平社の革命的伝統をうけつぎ、部落解放に熱意を有するすべての人の参加をもとめ、労働者階級を指導力とする全人民、全部落民のたたかいを積極的に推進する」目標のもとに「部落解放全国委員会」が結成され、松本治一郎先生が初代委員長に就任した。

以来、1966年(昭41)11月22日、永眠される迄、20年余にわたって委員長を務められ、解放の父として、戦後の解放運動を指導してこられた。

その前年の1965年(昭40)の参議院選挙で全国区に立候補され、これが最後の選挙戦になったが、私は広島県連の選対委員長を務めた。

全国委員会が結成された1946年の7月、広島県部落解放委員会が結成され、初代委員長に、水平社運動以来の活動家であった広島市の土岡喜代一氏が就任した。

県委員会の結成直後の11月、福山市の専明寺において、部落解放委員会東部支部の結成総会が開催された。初代支部長には、県委員会の副委員長であった府中市の小森武雄氏が就任した。

戦前、小森武雄さんと共に全国水平社運動に参加していた私の義兄、森分孝(府中市、後に東部協委員長、県連書記長)が、この東部支部結成総会に出席する際、誘われて私も参加した。私が21歳の時である。

1-2 解放委員会東部支部結成に参加

1946年(昭21)11月、部落解放委員会東部支部の結成総会に参加したことは前に述べた。1955年(昭30)の第10回大会で部落解放同盟(現名称)に改称されるのだが、何故、こうした名称で発足したのかについては、1918年、米騒動が当時の社会背景のもとで大衆デモクラシーとして起こった。当時、部落はもっともみじめな生活を押しつけられており、経済的な面だけでなく人間としての権利をふみにじっていた怒りが常に生活の底に流れている。部落大衆はその行動の先頭にたった。むろん、大きな弾圧を受けたが、その闘いは、被差別部落民自身が団結して不当な差別の廃止を要求して闘うという、全国水平社の結成につながるのである。

1922年(大11)全国水平社創立大会がもたれ、歴史的な「水平社宣言」が採択された。

だが、1931年、全国水平社第10回大会で、左派から「水平社解消意見」が提案され、大会は混乱のまま流会。2年後の1933年、第11回大会で「部落委員会活動」の方針が採択され收拾された。水平社運動解消問題は解決したのである。「部落委員会活動」とは、要約すると、部落解放をめざした部落民の多種多様な日常的諸要求を闘いに組織し、運動を前進させていくため

の単一大衆（部落）組織であり、水平社はその中核的役割を果たすというものである。

戦後の解放委員会活動としての部落解放運動は、この部落委員会活動の性格を継承したものである。

1946年（昭21）11月、焼失して仮設で建てられていた福山市三吉町の専明寺本堂において戦後の部落解放運動が起こされ、解放委員会広島県東部支部の結成総会が開催された。

私はこれに参加をした。21歳の時である。

自分の生まれた所は何か違う、漠然とそうした疑問を持ち、小学校5年の時級友から賤称語を浴びた差別を受け、16歳の時先輩の苦悩の自殺に直面した私には部落解放運動に入る下地はできていた。

だが、正直いって、そうした燃え上がる正義感で参加したというものではない。

戦前、水平運動に参加をし、後に東部地協の執行委員長（当時はこう呼んでいた）や県連の書記長を務めた府中市に住んでいた義兄森分孝が、この総会に出席をするために私の家に寄った。当時私の家はこの会場になった専明寺の隣だった。

「昇ちゃん、今日お寺で寄り（当時は集会のことをこう呼んでいた）があるんだ、いかないか」と誘った。

「うん、ええよ」と一緒に参加をした。

どんな会合かもわからないまま出席したのが実情である。その集会が解放委員会広島県東部支部の発足総会だった。

したがって、正直いって運動に対する意義であるとか、意欲にかりたてられて参加したというはそれがましいものではない。

同年2月に部落解放全国委員会が結成され、7月に宮島で県委員会が発足をし、これに参加をして呼びかけ人になったのが府中市の小森武雄さん、森分孝（義兄）、福山市の有田徹心（後の県連委員長）さん等であった。

資料のような物は何もなく、全国委員会や県委員会に参加された方から状況の報告があり、東部地方の運動をすすめていくこうという内容であった。

30人余の出席で、福山市から有田徹心、藤本英雄、岡田顕雄、藤田昇、杉之原慶之、藤原虎市さん等、府中、芦品から、小森武雄、森分孝、新長基三さん等であった。20歳台は私が1人であったこともあって、私は書記という任務を持たされたが、支部長には県委員会の副委員長であった小森武雄さんが就任した。30歳台の人は居なく、40歳台の人は数人、当時の中心は50歳台、60歳台の人であった。

戦後の東部地区の解放運動は、こうして起こされたのである。地域としては福山市、沼隈郡、深安郡、芦品郡(府中市は当時は芦品郡府中町であった)であったが、こうして戦後の東部地方の運動は拡大発展していくのである。

1-3 「破戒」上演活動

B29による空襲によって焦土と化した福山市に文化連盟が組織されると共に、演劇集団である「市民座」が結成された。

文化活動の拠点である市民館を建設する基金を獲得するために公演活動が起こされた。

1947年(昭22)、解放委員会はこれに参加。島崎藤村原作、荒木(平櫛)健二郎演出、「破戒」9場、公演時間3時間半の大がかりなものだったが、解放委員会から、有田徹心(後の県連委員長)が猪子蓮太郎役で、私は省吾の役等で参加をした。

1947年から48年にかけてみっちり稽古を積み、第1回を福山市の鳩屋会館(現天満屋)、第2回を府中の朝日座(この時は、府中の小森武雄、森分孝等の応援があった)、第3回を福山市公会堂で公演した。

どこも満席であったが、公演の始まる前や公演後に、楽屋裏に「寝た子を起こすな」主義を主張する地区ボスにそそのかされた反運動的、融和主義、逃避的影響をもっていた同胞が、小石を投げつける場面等もあった。だが、終戦直後の索漠たる世相を背景にして、文化活動の一環として取り組んだことは懐かしい。

当時は、ある意味で、新しい民主主義的息吹の芽生えに希望のようなものが見え始めていた時期であり、関係者はみんな燃えていた。

平櫛健二郎(故人)、佐藤一之(故人)、友竹正則(声楽家・故人)、有田慶一(故人)、高田紀守(故人)、三好恒雄(故人)、藤井得一(故人)、野上五郎(故人)、塩飽豊(故人)等の懐かしい顔触れの方々だが、当時22歳だった私が69歳、47年の歳月が流れているので無理も無い。

1-4 福山音楽協会(理事)の活動に参加

個人的になるが、当時、解放運動のかたわら、文化活動として音楽の好きだった私は、同好の関係者と共に福山音楽協会を組織し、その理事を務めていた。

当時は戦後間もなく、中央からプロの音楽家を招いて音楽会を開催することは、会場などの都合でできなかった。

私は、音楽協会の技術家演奏団員として、福山市内はもとより、神辺、新

市、府中等で演奏会活動に従事した。

写真は、1948年(昭23)3月27日、誠之館中学校講堂(現県合同庁舎)における、第8回の演奏会のプログラムである。

三、テノール独唱、三浦昇一

とあり、

イ、カラタチの花

山田耕作、作曲

ロ、歌劇「リゴレット」より

女心の唄 ヴエルディー

ハ、悲歌(エレジー)

マスネー 作曲

だった。むろんマイク等は使用せず、肉声であった。

その頃、NHK(当時はJOKK)岡山放送局の放送合唱団、団員募集のオーディションがあり合格、放送合唱団に籍を置き合唱活動にも精を出していた。

週2回の練習に岡山まで通い、最初のラジオ放送で歌った歌はアメリカ民謡の「懐かしき、我がオールドケンタッキーホーム」であった。

こうした活動は個人的趣味であったが、後に子ども会を組織し運営指導していくのに大きく役立った。

2 差別事件等の闘いの中で

2-1 高須事件

1948年(昭和23)8月5日、松永の高諸神社での例祭の日、当時、沼隈郡高須村の住民が、松永に本拠をかまえていた清水春日という暴徒から因縁をつけられた。翌6日、相手が暴力団員ということで憂慮した地区の有志が数名、地区集会所においてその前後策を協議している所へ、何を勘違いしたのか、この暴徒が、日本刀、竹槍等を持って襲撃してきた。

なんの事情も知らないまま、たまたま行商から帰ってきたHさんが殺害され、十数名が重軽傷を負った。

この連絡を受けた東部支部は、県連に連絡をとると共に、直ちに各地区に檄を飛ばし、緊急委員会を開いて対策をねつた。

その檄は、「高須の同胞が襲撃を受けて殺傷されている。みんな竹槍を持ってでも集まれ……」というものであった。

今日の状況から考えると随分乱暴に思えるものだが、当時、終戦直後の殺

伐とした社会背景のもとでは決して異常といえるようなものではなかった。

かつて 1925 年（昭元）1 月 28 日、群馬県世良田村で起こった、わずか 22 戸の部落を 2000 人近い村民が襲撃し、多くの人たちが傷つけられ、家屋が破壊された事件。1922 年（大 11）3 月、奈良で起こった国粋会による水平社襲撃事件等と、かつて苛酷な差別と迫害を受けた部落への襲撃事件を経験しているのである。高須事件は、差別事件というより迫害を受けた事件ととらえた方が正確である。

こうした経験を持っている解放委員会の檄を受けた各地区は直ちに高須村に集結した。

今でもはっきり覚えているのは、山陽線の松永駅を降りて、西方向の高須に向かう狭い農道。当時は家も無く、遠方まで見渡せる田んぼ道だったが、その農道を同胞が長い行列をして高須村に向かった。

何かが起こった時、われわれには、こんなに力強い同胞がいるんだ……。なんともいいようのない、熱い感動が身体中をかけめぐったのを、今でもはっきり覚えている。

8 日朝、「同胞を救え」と集結した延 2000 人近い同志。決起集会での土岡県連委員長の呼びかけ。警察、検察庁に対する「暴徒の徹底検挙と、部落の生命財産の保障」。新聞社の報道のあり方に対する批判と対策等……。全国委員会本部も現地に急行し、県連、東部支部と共に、県知事等に事件の処理について行政責任を果たすよう要請した。

戦後の地区への迫害に対して、部落解放運動における団結の尊さを教えた、忘ることのできない大事件であった。

むろん、当地区の女性の皆さんが、応援にかけつける県内外、数百人、延 2000 人近い同志の食事の炊出し等に取り組み、昼食、夜食に出されたムスピと漬物のおいしかった事、今も忘ることのできない、熱い想い出である。

高須の同胞を襲撃した暴徒は、広島地裁尾道支部において、11 名に 12 年から 3 年の実刑判決がくだされた。その後のことは不明である。

2-2 実業学校差別事件

戦後、学制改革とともに六・三・三制実施によって、1947 年（昭 22）から 48 年にかけ中学校の建設が進められていった。

当時、福山市では 1946 年（昭 21）、旧歩兵第 41 連隊兵舎跡に市立の実業学校が新設されていた。この市立の実業学校で 1949 年（昭 24）差別教育事件が発生した。

現在のように、同和保育、同和教育をとおして、小さい時から、差別、偏

見、矛盾、不合理に気づき、それを克服していくための基礎的理解力と仲間づくりができるれば問題でなかったが、そうした基礎的なものができない中で、文学としての小説「破戒」を教材として取り上げ授業した。もちろん取り上げ方も不十分であり、生徒の眼が一斉に、被差別地区のS君に向けられた。

S君は羞恥に身をこごらせ、顔を真赤にして授業には耐えたが、休憩になると同時に、鞄を置いたまま帰宅したのである。

報告を受けた解放委員会は、直ちに調査に入ると共に福山市に抗議した。

このことをきっかけに、福山市は同和教育に対する認識の問題の検討に入るとともに、同和教育費を予算化し同和教育における行政責任を果たすことを約束した。

運動体である解放委員会も、運動と同和教育の関係を模索するきっかけにもなった。

2-3 生活改善の闘い・葬儀のこと

続発する差別事件の糾弾闘争や、道路、下排水溝等の環境改善事業整備の活動を続けていた1949年（昭24）、支部内のある家庭で、半年に相前後して2人の老夫婦が亡くなった。私の所属する地区だが貧困家庭の多かった生活実態の中で、半年に2回の葬儀は大変な負担であった。

お金が無くても葬儀のできる葬具を設置しようと、地区内から意見が起き、各戸から金を出し合って基金をつくり、一方、行政交渉をつみ重ね、当時としては画期的な祭壇付葬具、靈柩車（手引車）、食事用膳、食器、茶器等を設置した。

斎場が比較的近かったので、卑屈心や、みじめな思いをすることは無かつたし、当時の社会背景（終戦直後）のもとでのことであり、現在では想像もできない生活環境改善の事業であった。

このことで当時、十数年間、金のかからない葬儀をだすことができた。

2-4 しろはと子ども会結成

1950年（昭25）、かねがね、生活環境の低位性の中で生育する子ども達に、子どもみずからが、劣等感、卑屈心を克服し、他からの軽視を許さない近代社会への適応性を身につけてほしいという私自身の体験からくる思いもあって、地区の子ども達に、学力の向上、充実、生活指導、解放意識の高揚等をねらいとして、私自身の活動として当時、集会所が無かったので地区内にあるお寺の本堂を拝借し、週3回、読書、習字、ソロバン、図画、音楽、リク

レーション等の指導にあたり、翌1951年、正式にしろはと子ども会として発足した。

これは、解放子ども会としても、後に誕生する福山市内の地域子ども会としても第1号であった。

その後、深津わかくさ子ども会や、奈良津、服部、神辺等の子ども会結成に向けて、相談にのったり援助することになった。

また、この私自身の自主的な活動が、東小学校との連携で地域進出もできるようになり、後に福山市全体の同和教育研究会をこの専明寺の子ども会活動を中心に開催し、小・中・高、一貫体制が確率されていった。

さらに、この子ども会活動は、後に、地区幼児のトラック事故死をきっかけとする遊園地よこせの闘いから、会館設置の闘いに発展し、しろはと会館の建設をみた。

子ども会活動で今一つの思い出は、専明寺の隣に住み、病気療養中で、ずっとこの専明寺での子ども会活動を眺めていた小森代議士の叔父（代議士の母の弟）、西尾弘さんが、「しろはと子ども会の歌をつくりてみた。曲をつけて歌って貰えないか」と作詞されたものを頂いた。丁度、その頃、中央合唱団（東京）の福山公演で来福されていたリーダーが、しろはと子ども会のことを聴かれて、専明寺の私を尋ねてこられたので、この歌詞を見せ、この夜一晩でいっしょに曲をつけた。これが今迄45年間にわたって歌い続けられている「しろはと子ども会の歌」である。

しろはと子ども会の歌

西尾 弘 作詞

一、藏王の山が、朝日に明けりや、
小松、姫松、生氣みなぎり
のびる心で、手と手をにぎる
我等は、しろはと子ども会

二、愛と光の、輝く園に、
育つ若草、ただひとすじに
結ぶ心で、手と手をにぎる
我等は、しろはと子ども会

三、みんな世のため、郷土のために

学びの庭に、いそしみながら
陸む心で、手と手をにぎる
我等は、しろはと子ども会

作詞された西尾さんは、その直後、療養の甲斐なく他界された。

2-5 唐丸事件

1950年（昭25）、深安郡千田村の八幡宮例祭で事件が起きた。

これは、同じ村民である被差別地区の人々が、ずっと続いている神輿を被差別地区に入れない習慣に対して、神社総代に、「戦後の民主主義の時代に、今なお神輿を部落だからということで地区内にいればいことは差別であり問題だ。今年からは地区にも神輿を入れるようにしてほしい」と要請した。

総代会は「当然のことである」と、このことを承認決定するが、神輿を担ぐのは習慣として当時の若者であり、例祭の日、神輿は地区の入口まで来たが、そのまま引きかえしていった。

また、別の道から地区の入口まで来たが、再度引きかえそうとするので、地区の若者が「今年から、この地区にも神輿が入ることになっている」と説明するが、「エタや茶せんの部落に神輿を入れるな穢れる」と叫ぶ者が居り、混乱を起こした。差別に怒りを爆発させた部落の若者がこの時、たまたま持っていた行商に使用するナイフで、差別発言をした男の足を傷つけた。

傷害事件として起訴されたのである。当時、解放委員会東部支部は、小森武雄支部長から、福山市の杉之原慶之支部長にかわっていた時であり、杉之原支部長を特別弁護人としてたて、裁判闘争を開いた。

この事件で論告求刑に当たった担当検事が、求刑論告の中で「私は、刃物で傷を与えたという事実に対し、法に照らして懲役6ヶ月の求刑を行うが、被告が何故このような行為に至ったかについては、戦後の民主主義の時代にあってはならない差別が背後に存在しているところにあり、被告の心中を察するに誠に忍びがたいものがある。裁判官は何卒判決にあたっては、十分情状酌量を計られたい」と異例の論告を行った。

傍聴席から思わず拍手が起り、私も拍手を送った一人だった。裁判官が、傍聴席に向かって「静粛に、静粛に」と制する場面があった。

現在の狹山裁判を始めとする、司法関係者に聞かせたい内容であった。判決は、罰金5000円、執行猶予2年ということで、当時の状況としては控訴はしなかった。

<差別戸籍に対する闘い>

この戦いをすすめる中で、地区の長老から聞いた話の中に、おそらく1871年施行の戸籍法にもとづく、壬申戸籍といわれた1872年（明5）頃のことと想像されるが、千田村の一般住民に藤井姓が多かった。

地区にも藤井姓を名のっている者がおり、「エタ」が藤井性を名のることは間違われやすく不埒である。藤井の井を留守居の居に改めさせ、また呼称を「フジイ」では間違われやすいので「トウキヨ」と呼べといわれて、藤居と、屈辱の改姓と差別を押し付けられていたことが明らかになった。

唐丸事件の裁判闘争と併行して、こうした戸籍をそのままにしている村当局に対する行政闘争や、家庭裁判所等に対する改姓闘争を続けるなかで、1951年4月、地区的藤居（トウキヨ）姓を名のらされていた者を藤井姓に改めさせる改姓闘争に成功したのである。むろん当時、村役場に勤めて居られた方の中で荒木計三さん（後に福山市議会議長）、世良進さん（後に福山市の中央公民館長）等、この改姓闘争に好意的で、陰に陽に協力していただいたこともつけ加えておかなければならぬ。

2-6 吉和事件

1952年（昭27）6月、佐伯郡吉和村の、吉和中学校で差別教育事件が発生した。

発端は、吉和中学校のM教諭（当時31歳、その後同和教育指導者として活躍されている）が、同校1年生歴史の時間に教科書「賤民」について説明し、同村内に居住している事実（地区）を指をさして教えた。

その教室に地区の○○君が居り帰宅して両親に授業のことを告げた。両親は憤慨して地区の同志と共に学校に抗議したが、その時点ではM教諭は「信念は曲げぬ」と言って自己の主張を繰返し、陳謝の意もなく再び二年生社会科の時間に同様のことを、「エタ」と黒板に書き、「4ツ」とゆびで示し、「こんなことを知っているか、知っている者は手を上げなさい」と言った。

生徒はみんな下を向いたまま半数位が手を挙げたが、横目で前記1年生の○君の従兄弟にあたる○君の方を見た。同志は恥ずかしさのあまり下を向いたまま授業には耐えたが、授業後カバンを置いたまま家に帰ってしまった。というものであった。

度重なる差別教育に怒りを持った同地区は、同盟休校という手段で強く抗議した。むろん県連もこの問題を取り上げ、全県的立場で同盟休校を含む激しい闘いを展開。度重なる交渉の結果、県知事、県教委、吉和村村長、村教委との交渉で、①同和教育研修教員の育成、②同和教育テキスト、並にカリ

キュラム委員会の設置、③不就学児童生徒撲滅の確立、④夜間学校の設置、⑤部落問題関係図書を全学校公民館等に備付ける、⑥同和教育に対する教員の再教育等、十数項目を確認、9月の県議会にそのための予算案を提案するとの確認をとり闘争態勢を解いたのである。

差別教育事件で宣伝カーが県内を走り回った戦後初の行動であり、M教諭は本事件後、出向研修を重ねる中で自己改革をされ、以降、同和教育指導者として活躍される。

県内の同和教育に対する促進方策の転換を迫った、数度の抗議、交渉、協議等の行動には、東部地区からも積極的に多数の同志が参加をした。

この吉和事件は、広島県の同和教育行政、同和教育運動に大きな転機を与えた。

2-7 貫井事件

1952（昭27）年9月19日、沼隈郡神村、2区集会所において、解放委員会東部支部の小森武雄、有田慶一、森分孝、藤原虎市や私等の委員と地元の大衆が、村長等と、農道や、農機具の問題、環境改善事業等に対して行政交渉を行っていた時である。「今、同郡瀬戸村の地区に警察が入り同胞が官憲にとらえられている」との緊急連絡が入った。急遽、交渉を打ち切り、神村地区の同志が用意してくれたダットサン（自動三輪車）2台に分乗して瀬戸村にかけつけた。むろん私も参加していた。

貫井事件とは、その2日前、9月17日に、瀬戸村の大陽堂という店で、仕事帰りの貫井房二郎が、同村住民とコップ酒を飲みながら雑談をしている時、当時隣接していた福山市の市議会議員選挙のことについて、「きょう日、エタでも乞食でも金さえ積めば立候補できる」と差別発言をしたのである。

この時、当時村会議長をしていた友滝議長も居合わせたが、その場に居た地区のO氏が貫井を詰問している時、逃げるよう去了つていったという内容である。

運動経験をもつO氏は、地区有志と協議をし、村会議長のこともあるので村行政に提起をしようと相談をすすめていた。

一方、それまで度々顕現的差別を受けてき、激しい怒りを持って居た同地区的者が数人、貫井を地区クラブ（集会所）に連行し糾弾したが、反省どころか開き直って不遜な態度をとることに激高し、2、3人の者が手を出しました。

2日後の19日、所轄の松永警察署が数台のジープで地区に入り、在宅していた中年以上の男性11人を、有無をいわさず連行したというものである。

瀬戸地区では、東部支部と県連に連絡をとり、東部支部が支援に入った。翌日、県連委員長と数名の若い委員が広島から来援し、1週間くらい泊り込み直接この事件を指導した。

当時、同地区はもとより東部支部もカンパを募ったり、拘置所への差し入れや、松永署への抗議、村当局との行政交渉等を行って取り組んだ。

地区民のうち10名が、10日から40日間程度の留置を受けたのである。

この時、県連支援で来村していた青年達と、東部支部幹部とに若干意見の相違があり、指導性と、取り組みにも若干の混乱があった。これは後にわかつたことであるが、支援に来ていた青年が共産党の党活動を地区内で便乗しておこない、解放委員会は「アカ」かと地区住民の間でささやかれ、一部住民から拒否反応が出たという。

一方、その場に居合わせていたにもかかわらず、なんらの対応もしないまま逃げ帰った友滝村会議長に対し、村当局全体の差別体質であるとして村行政の差別性を糾弾した。

この闘いの中で、10月末、瀬戸村同和対策協議会を発足させることができた。

事件直後、同地区はこの後遺症もあって消極的一時期を過ごしたが、こうした闘いを経験した同地区はただちに立ち直り、東部地方における中核的役割を果たすとともに、今日までそれを堅持し続けている。

この闘いは、差別事件に対する糾弾闘争のあり方を今日的立場で学ばなければならぬことを経験した事件であった。

なおまた、行政交渉等で村役場に出かけた時、好意的対応をしていただいた記憶があるのが、福山市に合併後、財政部長で退職された宮宗敬二さんの青年職員時代であった。

2-8 福山市同和育成協議会結成

解放委員会活動を具体化する福山市の活動組織を若者で確立しよう。という気運がもり上がり数度の準備会を重ねるなかで

第一条、本会は福山市一円に亘る、部落解放運動推進に賛同する青壯年を主体として組織する。

第二条、本会は新憲法に定める基本的人権に則り、部落問題解決の目的達成のために次の事業を行なう。

といった内容の規約をもった、福山市同和育成協議会の組織結成を行った。

当時、この運動に参画し、協議会結成に向けて準備をしていた発起人は、（東深津地区）山岡時夫、峰岡侑、堤 稔、平田敏弘、山岡定幸、河崎博文、

中川辰巳

(三吉地区) 藤本寛人、藤井久、三浦正人、原田昭介、藤井義馬、三浦謹扇、小山滋、三浦昇一

(本庄地区) 杉之原春彦、石井昇、石井義則、杉之原武正、杉之原耕三、杉之原嘉人

(奈良津地区) 岡田耕二

(北吉津地区) 藤田秀雄、堤利光

(山手地区) 岡義直、川崎義光、岡吉太郎

の方々であった。

1952年（昭27）11月2日、福山市三吉町の専明寺において結成総会を開催し、選挙による役員選出で私が会長に就任した。

当時の資料を見ると、

- ・市に対する環境改善事業の要求、
- ・立命館大学教授（部落問題研究所長）奈良本辰也先生を迎えての講演会、学習会の開催、
- ・青年、婦人を対象とする学習会、
- ・1950年、台風被害で大惨事になった、和歌山県箕島、御坊町の同胞に対する支援カンパの活動、
- ・囲碁、将棋大会等の開催、等、環境改善、生活改善、就職斡旋や、教育、文化、意識の啓発、指導、同和教育推進等に対する取り組み等を行ってきた。

やがて解放委員会の組織方針に沿って、この協議会は、解放委員会福山支部に発展的改組するのである。

2-9 社会科学研究会で学ぶ

戦後、私は「破戒」の公演や、音楽協会の文化活動に参加をしていたが、解放委員会の運営の主柱を担うことになり多忙を極めていた。

それでも、社会科学の立場から部落問題を学ぶことも大切なので、1952年（昭27）頃から、当時、高校の教諭をしていた佐藤一之先生（後に葦陽高校教頭で退職、高教組から社会党県議2期を務められた）の家（福山市本町）で、俗に佐藤塾と称して、当時の若者、野田哲（前参議員）法木秋夫（元市議）瀬良雅志、野上祥行、小林憲一、佐藤光行、山西巧、山崎昭義、難波泰雄、瀬尾忠博、猪原絹子（現山崎絹子）等々、既に故人になっておられる方もあるが、社会科学研究会を継続していた。

当時の社会党の青年部、労働組合の青年部の人達で20人前後の青年が集まって学習していた。

意気盛んな仲間達は、講義の始まる前や、合間に喧々がくがくと青年の情熱をぶつけていた。

この佐藤塾に私も参加していた。解放同盟からは私と、今は亡き私の弟(当時、社会党の青年部長を務めていた)の2人だけだったが、佐藤先生からは、資本論、唯物論、経済学、社会科学基礎講座等の講義を受けた。

この学習は、部落解放運動には勿論、後に労働運動、政治運動にも身を置くことになる私にとっては非常に役立ったものである。

しかし、当時の労働運動、政治活動は（現在でも、その性格は克服されたとはいえない部分が多くあるが）、搾取と被搾取、支配と被支配の階級的観点からの学習が中心であり論議もそれが中心になる。

むろん、それが基礎ではあるが、それだけの学習では「自分は党活動しているから」「自分は労組の役員として労働運動に参加しているから」という意識が「ことさら部落解放運動といわなくとも」という気持ちになりがちなことを研究会の中で感じていた私は、身分解放闘争に参加している同盟員(当時は委員会活動)の立場から、ある日、部落問題について提起をした。

部落差別の本質と身分差別、偏見（社会意識としての差別観念）部落の者の置かれている現状と苦悩、そして最後に「皆さんには、自分は差別する側ではないと言い切れますか」と、私としては、仲間達は一定の方向に向かって闘っている同志だから、不信とか、学習の物足りなさとかいうものではなく、党活動をしているから、労働運動をしているから、部落解放運動のことはことさら考えなくても、といった安易さが有ってはならない……ということが言いたかったのである。

流石、一瞬シーンとなり、誰からも反論も意見もでなかった。その中で、今は亡き、社会党員だった小林憲一さんが、ぽつりと「そうですなあ一言われてみればワシらあ一党活動をしているから、ことさら部落解放運動と言わなくとも、同じことをしていいいるんだ、という気持ちでしたなあ…」と、しんみりと発言された。

これを契機に、社会党や、労働運動の中で、部落解放運動に対する理解と共闘の必要性が芽生えてきてた。

講師の佐藤一之先生は、戦後「破戒」の上演にも活躍され、部落問題については既に一定の理論を身につけておられた方であり学習も、何の抵抗もなく継続されていった。

あれから43年。佐藤先生も今は亡く、同志の方も数人は故人になっておられる。

2-10 東中学校差別事件（福山市）

1953年（昭28）、地区の生徒が通学している東中学校で差別事件が起きた。

校庭で縄跳びをいている数人の1年生の女生徒に、教室内の窓からこれを見ていた数人の2年生の女生徒の中から一人の生徒が言った。

B、あの子はよく跳ぶなあ…

すると次の子が、

C、まあ、何言ようるん。あの子は○○町1丁目の四つの子よ。

これを聞いた地区出身（東中学校には当時、A・Bの2地区の生徒が通っていた）のB地区の生徒が講義を含めて、

B、四つとはどういうこと、

と問い合わせた。

C、あんた四つを知らんのん。あんたが知らんとはおかしいけえ、家に帰ってお父さんやお母さんに聞いてみ、よう知っとるけえー。

とひどい差別をあげせた。C子の差別の対象になった一年生のA子はA地区出身の生徒であり、抗議をしたB地区出身のB子は、A子が別の地区的出身とはしらなかった。

差別発言をしたC子は、A子もB子も、地区は違うがどちらも地区出身だということを知っていた。

むろん、B子は帰宅して父にこのことを告げ、父は解放委員会に提起したのである。

このひどい差別をしたC子はどんな知り方をしたのか。それより少し前、学校での家庭科の時間に先生が裁縫用具を持っていなかった3人の生徒を教室の後ろに立たせた。

その中に差別の対象になったA子が居た。

このA子は、父が無理な働きで半身不随、母の失対で働く日雇いの収入で細々と暮らしながら4人の子どもが学校に通っていた。

習字の用具や、裁縫用具は、1つの用具を姉妹が共有していた（むろん、当時の地区は多くの家庭がそうであった）。必要な用具の忘れ物という前に、他の子どもと同じように持っていくことのできなかった事情があった。

だがA子は教室の後ろに立たされた。

D、あれあれ、あの子が○○町の1丁目の四つよ、と○○町の隣の町に住むD子がC子にささやいた。それが級友間にひろがっていた。

事件はこうした経過の中で起こった。

教室の後ろに立たせる教育的制裁（すべて否定されるものではない）の前に、どのような理由で持つていけなかったのかという同和教育視点での配慮が欠けていたのである。

「隣りの子と手をつないで、みんな仲良くしましょう」と。人間教育の立場で子どもに教えたとしても、そこにトラコーマで目を患っていて、手をつなぎたくない気持ちを持っている子どもに、実態をそのままにして観念教育だけで目的が達成されるものでないことはいうまでもない。

ここに、同和教育視点としてのあり方が問われるのである。

この事件に対する取り組みは、学校における同和教育のあり方と、当時の教育委員会の行政姿勢を大きく変えさせた。

そしてこの事件がきっかけで吉和事件の経験とともに準備がかさねられ、福山市同和教育推進議会（略称・福同教）の結成を見るのである。

2-11 戦災復興都市計画図と地域改革

1953年（昭28）、私が福山市教育委員会の社会教育課に勤務していた時、同志や学校教師の応援を得て市内3地区の実態調査を行った。環境改善事業をはじめ、生活実態全般にわたって完全解放の基礎的条件整備を必要とする結果がでた。

この結果にもとづいて、解放委員会として市長交渉にのぞんだ。その際のことである。私が「差別行政を続けてはなりませんからね。市長……」と発言したら市長が、顔を赤らめて、「何を言うかね、三浦君、僕が部落の人を差別するような気持ちで市長職を執っていると思うかね、心外な……」と言って椅子から立ち上がり、窓の外を向いてしまった。

かなり立腹をしていたようで、興奮をおさえている様子だった。何しろ、戦後、代議士を務め、第1期の公選市長に当選し2期目に入っていたばかりぱりの市長に、当時、28歳で解放委員会の役員といつても市の職員だった若い私に自尊心を傷つけられた思いをしたのであろう。

その怒りのようなものをもっている市長に、私は「市長、あなたが腹をたてられるのは自由だが、市長が考えている差別行政の性格と、私が言っている差別行政というのが同じであるなら腹を立てなさい。私が言う差別行政というのはこういうことですよ」と言って、当時、市長室に掛けられていた戦災復興都市計画図に、「市長、あなたが100年の大計といって計画されているこの戦災復興都市計画図に、部落がどのように位置しているか、しるしをいれますから見て下さい」と言って、チョークで、「Aという部落はここに在るのですよ、Bという部落はここに在るのですよ……」と言って、当時、

7地区あった部落にしるしを入れていった。それはすべて計画外にあった。

「市長、あなたは、この計画図を作るに当たって、始めから部落を外すということを考えて作ったのではない、作ってみたら結果的に外れていた。だから差別行政はしていない、と言いたいのでしょう。だが、部落というのは、それなりに政策的につくられ、継続され、今日存在している所以がありますよ。こうした場合、狭い地域に大勢の人間が低位な環境で住まわせられるとしたら、こうした大計的な都市計画作成の際に、これを取り入れ、組み込んで計画されなければ、部落は、そのまま差別観念を拡大再生産する低位な環境をそのまま継続することになるのであり、これが差別を肯定し、差別を継続させることに通じる差別行政ということになるのであって、そうであってはならないことを言っているのですよ」と説明した。

市長は、部落だから除外する、ということを考えていなければ差別行政ではない、と考えていたようであるから、説明を聞いて「うーん」とうなったきりだったが部落問題を再認識したようであった。

しかし、その後、数度の交渉の結果、当時としてはかなり大幅で大胆な環境改善事業費を計上したことでも懐かしく思い出される意義のあることであった。市長も政治家としては大物であった。

2-12 海洋講座で命拾いした子どもの思い出

1946年（昭21）、戦後の部落解放運動の発足である部落解放委員会に参加したのは、私が21歳の時である。48年（昭23）の高須事件、49年（昭24）の実業学校差別教育事件、50年（昭25）の唐丸事件等に参加するうち、私も何かしたいという意欲を持っていた。

この時、部落の生活条件は、戦後の全体が貧困の時代であったとの失業者が街に溢れていた時代であり、ヤミ商売でぼろ儲けする人もあったが、それは一握りの金持ちであって、部落の生活条件は、仕事のないまま医療制度も年金制度も無い中で、身体をすり減らして職人仕事や重労働に従事していた。むろん、近代産業には縁遠く、身分的ボイコットで就職の機会均等が保障されていなかったのである。

当然、母親も何らかの仕事に従事しており、夫婦共働きで子どもは留守家庭児童としての立場におかれていった。

だから、被差別の立場の子ども達は、言語表現、生活習慣、学習習慣等では地域、家庭の教育力の影響で、自らの力を100パーセント発揮できる条件には置かれていなかった。

しかし、人を思う温かさ、優しさは強く、近所の下級生の面倒をよく見、

疎外されようとする者には自らかかわっていき、力で抑えようとする者には身体で反発していっていた。直接的にも、間接的にも長所、短所はあるにして同胞的人間関係は強いものを持っていた。

だが、学力、実技等については自己の持っているものを出しきることができず、これが劣等感、卑屈心につながり閉鎖性の性格形成を余儀なくさせていた。そのことは私自身の生い立ちそのものでもあった。

私は、かねがね、当時の低位性の実態の中で生育する子どもみずからが、劣等感、卑屈心をもつことは閉鎖性、消極性につながり、他からの軽視の対象になりやすく、そのことが近代社会への適応性を欠くようであってはならないと考え、私自身の体験とを重ね合わせて部落の子ども達に学力、実力の充実、生活習慣、解放意識の自覚等を目標とし、私自身の活動として、当時、専明寺の本堂を拝借し週3回、読書、習字、ソロバン、図画、音楽、レクリエーション等の指導に当り、翌1951年（昭26）、正式にしろはと子ども会として発足した。

蔵王山への登山、ソフトボールの交歓試合などとともに海洋講座を計画し、1953年（昭28）鞆（仙酔島）の海水浴場に行った。その時のことである。

時間はよく覚えていないが、広場でバレーや、ソフトボール等を行い、昼食後のことだったと思う。

（3年生ぐらいの子どももだったと思うが、私は今は覚えていない）

「先生、子どもがおぼりようるで……」と腕をひっぱった。「えっ」と指さす方向を見た時、水辺から2、30メートル位の所で両手、両足を広げたままで上向きになっている子どもを見たが、その際かなり大勢の子ども達が周囲で泳いでいて、その子どもに当たった時、上向きのままで様子が変なのに驚いて子どもから離れていくのを見た。

あっ、おぼれている。私は思わず持っていたカメラをその場に投げ、あわてて飛び込んで、ぐったりなっている子どもを岸に連れて帰った。だが残念なことに水難救助法など受けたことのない私は咄嗟に、水を飲んでる、水を吐かなければ、と左片足を折って子どもの腹を足にのせ、子どもの口に手を入れ喉に手を当てて水を吐かせようとした。

心配をして居合させていた人々が取り囲んでいる中の行為だったが、運良く下向きになって顔を下にぶら下げていたその子どもが、どうと海水を吐き出した。同時に失神していた子どもが「うーっ」と声を出した。「やったっ」と思って直ぐ救護所（海水浴場の）に連れて行った。

事なきを得たのである。ところが、それまではその子どもがどこの子どもであるかは知らなかったが、その子がしろはと子ども会の子どもで、私が引

率責任者だったのである。

芋の子を洗うような大勢の子ども達のなかで、どこの子どもも分らない中の出来事であったが、しろはと子ども会の幼稚園児だったのである。

その子どもも、今は高校生と中学生の父親になっている。懐かしいこととして心に残っていることだからいいようなものの、大変な出来事であったことはいうまでもない。

2-13 遊園地よこせの闘い

1953年（昭28）、地区の傍らを通る奈良津街道（現旧182号線）で、ザリガニ取りに行こうとした地区的幼児2人が、1名は即死、1名は重傷という、トラックによる悲惨な事故にあった。

死亡した幼児の悲しみの通夜の時、役員から声が上がった。

- ・3度目は大きな事故になったのお……。
- ・3ヶ月前には小学校6年の女の子がはねられた。
- ・半年前はおばあさんがはねられた。
- ・このままでええんかのお。
- ・いやいや、なんとかせにやいけん。町民大会をもってみんなで考えようやあー。
- ・そうじゃそうじゃ、日にちを置いちゃいけん。明日葬式がすんだ夜、すぐ町民大会を開こうやあ。
- ・そうしよう、そうしよう。こうして翌日の夜、専明寺において町民大会を開き、真剣に意見を述べあった。
- ・何故こんな大事故が起こったのか。
- ・どうしたら事故を防止できるのか。
- ・子どもを危ない所に行かせないようにしよう。
- ・危ない所に行かせないようにと言っても、みんな親は仕事にでているんじゃけえ。
- ・だのに考えてみろよ。地区の中に子どもが安心して遊べる所があるか、どうか。
- ・広場もないし、道路もせまいし。
- ・この地区だけではない、福山市内の部落のどこに1か所でも子どもが安心して遊べる所があるか。
- ・そうだ、子どもが安心して遊べる所が1か所もないのをそのまま放置していることが差別行政ではないか。
- ・このことを正しくつかみ、遊園地よこせの闘争を起こそう。

・そうだ、そうだ。

と、全会一致で決定。遊園地設置に向けて行政闘争を起こすことを決めた。

遊園地設置期成同盟会をつくり、自分たちの自主的な意識を注入してと、1日10円貯金を各戸持回りで1年間実施し、基金にした。(1日10円といつても当時のこと現在では300円に匹敵する)

行政に対する要求書、議会に対する請願書、議員については3人1組で班をつくり、全議員の家を訪問、主旨を説明し要請に回った。

数度にわたる行政交渉の結果、1954年(昭29)、200余坪の土地に鉄棒、ブランコ、砂場、スベリ台を整備した、当時としては画期的な遊園地「愛光園」を実現した。

この整備された遊園地開園を記念して実施した記念運動会には、当時の藤井正男市長も参加されて、借物競走に「藤井正男市長」とあり地区民と一緒に手をとりあって走っておられたのが懐かしい。またパレーボール大会等全地区民がよろこびあった。

そしてこの遊園地設置の闘いは会館建設運動に発展していったのである。

2-14 白鳩会館建設の闘い

1950年に結成したしろはと子ども会の活動は、地区に集会所が無かった(焼失)関係で専明寺の本堂を借りて実施していた。

遊園地実現の闘いは、支部にとっては大きな自信となり、さらに地域活動と、子ども会活動の拠点である会館建設に努力を集中する方針が決められた。

会館建設期成同盟会を組織し、遊園地設置に引き続いて1日10円貯金も2年間継続し、行政闘争の結果、1957年白鳩会館の建設をかちとったのである。

白鳩会館の開館式に集う人々の前で、一生懸命に器楽合奏を演奏する子どもたちを見ながら、そっと感激に涙ふく母親や役員の姿もみられた。

この会館で、子ども達は習字、珠算、図画、器楽合奏の技能的なものや、人権学習、解放学習もすすめていった。

むろん、子ども会だけでなく、婦人会は料理・花・識字学級・家庭教育学習などに取り組んだ。

会館ができる迄は、支部の執行委員会は役員宅を持ち回りで開いていた。

これは集会所が無かったことと、家族の理解を必要としていた当時の活動の実情からであった。

自分達で闘いとった会館、この感情は支部員にとって大きな支えであり、その後の支部活動の拠点の役割を果たしてきたことはいうまでもない。

このような闘いの継続は、夏には全員の楽しい海洋講座、春、秋にはレクリエーションで蔵王山に登ったり、ソフトボール・バレーボール等、幅広い活動が組織的に推進されていった。

当時、三吉支部からは、福山市協書記長、副委員長、東部地協書記長、県連委員長といった上級機関の役員にも選出され、それぞれ役割を果たし、戦後の解放運動の中核としての役割を果たしていたが、その拠点がこの白鳩会館であった。

2-15 郷土史研究家の「研究誌」の思い出

1954年（昭29）8月のことである。

教育委員会社会教育課に勤める私のところへ、当時、深安郡山野村に住む歴史学者世良戸城先生が自著の「特殊部落の研究」誌を持参された。

高校の教師をされていたと記憶しているが、さあーと目を通して、「先生、ご研究には敬意を表しますが、これを同和教育にどのように結びつけようと思われているのですか」と問い合わせたところ、先生は、「私の研究の結果では今、部落として差別されている人たちは浪士の子孫であって昔は皆武士だった。だからなんら差別されるものではない。このことを同和教育で生かしてほしい」というものだった。

私は「先生、ご研究には敬意を表しますが、その理論は逆ではないでしょうか。武士だったから差別されることは無い、ということは農民だったら差別されていいのか、ということになるのであってその考え方を改めることから同和教育は始まるのではないでしょうか」と話し合ったものである。

先生自身が「研究誌」の中で述べておられる「戦国浪士の研究に先だち、わが山野村の郷土史を漁る内、古城記に因り祖先、世良源左衛門尉勝重が天文3年より山野村を領し、戸屋ヶ丸山に城居していたことを知り、其の家臣は如何なる人々が居て、どんな状態で生活し何処に住居して居たか、又其の家臣の子孫はどうなって、現在どの家に当たるかなど研究する内、城郭に関する知識が必要となり、実施調査と先輩の話、史書等に因って大略の概念を掴みました」と記述されているのである。

こうして論文の結論のところで「現代に残る特殊部落は、承応元年の「浪人改め」に掛った、浪士の系統である。其の理由、一、戦国時代の古城の防備の位置に特殊部落が出来ている……」から、8点にわたって結論づけているのである。論文の例証としては、38項目を上げられている。

先生には、「特殊部落の研究」は題名としてふさわしくなく「未解放部落の研究」としてほしいことを要望、内容も郷土史的な立場から、全国的歴史

観との関連と、解放の展望に立った史的研究を要望した。

だが、翌、1955年（昭30）当時の深安郡内の同和教育研究会が神辺小学校で開催された時、解放委員会（この年8月の第10回全国大会で解放同盟に改称）、から10名前後の同志が出席していたが、今は故人になっておられるF氏が「われわれの先祖は浪士であったのであります」と発言してしまった。恐れていたことが具體現実になってしまった。私より30歳位最高齢の先輩の方だった。

世良先生も決して悪意からのもので無かったことはいうまでもない。その後、お逢いする機会も、お話しする機会も無かったので残念ではあるが、現在の歴史観に立って研究が続行されれば貴重な存在として指導的役割を果たされたものと思う。「研究誌」の中の引用書目も貴重なものであることはいうまでもない。

2-16 あいつぐ差別事件で市協臨時大会

1955年（昭30）10月20日、解放委員会が解放同盟に改称された年である。

あいつぐ差別事件で解放同盟福山市協議会は三吉町専明寺で臨時大会を開催した。

事件の内容は

- ①、市議をしていたN氏の息子が、たまたま通りかかった三吉町のS氏の息子に、2階から「1丁目の子、1丁目の子」と差別語をあびせた。
 - ②、東中学校のPTA役員が、専明寺で部落問題懇談会が開かれた際、懇談会の集まりが悪いという話しから、「『専明寺で懇談会をするのであつたら出席しない』と、電話で連絡してきた者が前の会合の際にあった」とG先生から報告があり問題としてとりあげた。
 - ③、城南中学校で生徒同士のトラブルがあり、たまたま片方の1人が被差別地区出身のTであったことから、片方の1人が家に帰ってそのことを話したところ、親が「あれらは血筋が違うんじゃけえー相手になるな」と話し、その生徒が翌日、学校に来て友達に言いふらしていた。
 - ④、当時、市議をしていたF氏が、自分の田地の傍に地区があることで「そばに部落があるので困ったものだ、何もできゃーせん」と学区の会合の際に発言していて、その地区から出席していたF氏にたしなめられた。
 - ⑤、市議会副議長が、マーダーに参加している同盟員のことを「エタ行列をして、知らん者まで知らさんでええのに、みんなの面よごしだ」と発言した。
- 連続して起こった差別事件に対処する方針と、役員の一部改選と組織強化

をはかるための臨時大会であった。

2-17 近田結婚差別裁判闘争

①全国闘争として闘う

1954年（昭29）の或る日、何気なく新聞を読んでいる時”結婚誘拐事件”という見出しがあり、記事の中に起訴状の一部が引用され「被告〇〇は俗に昭和部落と世人からひそかに蔑称されているいわゆる特殊部落民であるとの観念のもとに、尋常の手段、方法では同女との結婚は至難であると思念し、不法に同女を誘拐し、監禁し、結婚を強要せるものなり」という記事である。

これは大変な差別裁判だということで東部地協でとりあげ、実態調査に取りだし検察庁福山支部に抗議した。

検察庁は不穏な表現だとして前記の部分を起訴状から削除する手続きをとった。だが裁判は続けられた。

県連、中央本部も、1933年（昭8）の高松差別裁判に匹敵する差別裁判であるとの見解で全国闘争として闘うことを決定した。当時、中央本部書記長であり、岡山県連委員長であった野崎精二書記長を特別弁護人として送り、この裁判闘争を闘った。

裁判そのものは1954年（昭29）11月の第1回公判以来、17回にわたる公判を重ねたが、有罪になるはずのない内容のものが1956年（昭31）6月1日、3人の被告に対し全員有罪の判決であった。憤りと怒りに燃えた大衆は直ちに抗議大会を持ち、控訴することを決定したが、同年12月1日、第2審の広島高裁は控訴棄却を決定、最高裁に上告した。

むろん裁判闘争と並行して、衆議院では野崎書記長の後任として本部書記長に就任した田中織之進代議士が法務委員会で、参議院では松本治一郎委員長や、当時同盟中央委員を務めていた田中松月参議員等がこの問題を取り上げ政府を追求した。

こうした闘いの結果、1960年（昭35）8月19日、最高裁は、原審破棄、広島高裁差し戻しの決定をくだし、同年12月26日、広島高裁で全員無罪が確定したのである。

この国会闘争に必要なため、17回分の公判記録を転記して田中書記長のもとに送ったり、弁護人や中央から来福の役員等の受け入れについて、財政確立も十分でないまま、ほとんどの方が私の家に寝泊まりし行動していた。回顧してみると7年にわたる永い大変な闘いであった。

この事件が起きたのが1954年であり、当時、各地区で第二次の組織強化

で支部づくりに乗りだしていた時だけに、東部地区は非常に燃えて支部結成が進められた。

②検察庁福山支部への抗議

1954年（昭和29）11月20日、広島地方裁判所福山支部差別裁判（結婚差別）事件糾弾闘争特別委員会は抗議集会後、府中警察署、福山警察署、広島地方裁判所福山支部等をはじめ、検察庁福山支部に抗議をした。

この抗議行動の際、検察庁福山支部長室で抗議をしている時、パーンと大きな破裂音がして、白い煙が廊下に立ちこみ、部屋の中にも充満してきた。

抗議集会後の行動で廊下や外に待機していた数百人の同志の間から、「ピストルを撃ってきた」と、騒然となった。

支部長室で抗議をしていた私は、本当にピストルで撃たれたのかと思い、咄嗟の判断で表に飛び出して、騒然となっている同志、大衆に、土盛りのしてある少し高い所から「みんな静まってくれ、今、敵はピストルを撃って挑発をしてきた。もし、ここで騒いで第2、第3の犠牲者を出してはならない、みんな統制にしたがってくれ……」とこれを静め静止した。

後で分かったことだが、新聞記者が写真を撮ったとき、フラッシュの玉が割れて、その音と煙が何かの故障で特別に大きな破裂音と煙となって出たということだった。しかし、その時の状況はそんな程度のものではなく、不穏な状況をつくり出す状態であったが、みんな指示に従って統制がとられた。

1992年9月の東部地協定期大会で地協副議長を退任された神辺町協の藤田守さんが、「あの時、青年としてはじめてあの行動に参加したが、検察庁のあの時の光景は忘れません。今でもはっきり覚えています」と話しておられた。

この差別裁判闘争は数々のことが刻み込まれている。

③怒りの差別裁判

1956年（昭和31）6月1日、判決の日である。あらゆる角度から調査検討をし、絶対無罪を確信して福山地裁に出向いた私は一瞬息をのんだ。

そこは全く異様な光景だったのである。

裁判所の回りは縄を張りめぐらし、要所、要所に武装警官が立ち、玄関入り口には広島高裁（後で分かったことだが）の職員が30人前後立ちはだかって、裁判所内には一歩も入れないぞといった堅固な警戒ぶりであった。

一瞬、不吉な感情に襲われたが、むらむらっと怒りが込み上げてき、それを押さえることができなかつた。

なんとしてもこの状況を打破しなければならぬと直感した私は、30歳

の若さである。先ず玄関の職員達にひっかかるうと思って玄関から入ろうとした。何を勘違いしたのか、私を地裁の職員と間違えたのか、立ち番をしている職員たちがスーッと間を空けてなんの抵抗もなく私を中心に入れたのである。ひっかかるうと思っている私はそれでは困るので、また、西の出口からそっと出て、時を見計らって中に入ろうとした。今度は時間も経っているし、かなりの同志達も集まっていたので「一寸待て」と、中に入ることを遮ったのである。

そこで私は大声を張り上げて、

「今日のこの状態は一体何ごとなんだ。

今日はなんの公判のある日なのか。

この状態が差別ではないか。

国の施設に国民を入れないとは何事なんだ。

裁判長出て来い……」

と言って玄関入口の階段の上にある支部長室（裁判長）に向かって大声で叫び上げた。これをなんども繰り返した。

もうその頃にはかなりの同志も集まっており、口々にその不条理に怒りをもって不穏な空気になっていた。少し、押し合いへしあいがあって、結局、裁判所側から同盟の代表5人と会うということになり、私もその代表の1人として参加した。抗議と話し合いの結果は、

一、武装警官はすぐ帰らせる。

一、縄は解く。

一、傍聴席分だけ入室。

一、入れない者は南側の窓をあけるので静かに聞いてほしい。

といった内容で交渉は終り、予定より遅れて公判は始まった。

予見どおり、判決は3人全員懲役1年の有罪判決だったのである。

むろん直ちに抗議集会を持ち、弁護士と協議の結果、広島高裁に控訴した。

④上告後、無罪判決を勝ちとる

福山地裁差別裁判闘争で、有罪になる筈のない合意による結婚が有罪判決になり、広島高裁に控訴、控訴審においても控訴棄却の差別判決で直ちに最高裁に上告した。

上告以来、闘いは中央に移った。

松本治一郎（中央本部委員長）、吉田法晴（解放同盟中央委員会）が参議院で、田中織之進（解放同盟中央本部書記長）が衆議院で、それぞれ裁判の差別性を追及し、その基礎となる一連の資料や、さらに17回にわたる1審の公判

記録を転記して送る等、当時としては大変な事務量であった。

こうして迎えた上告審、1960年（昭和35）6月10日、最高裁表玄関前に荊冠旗が林立した。そして8月19日、「広島高裁に審理差し戻し」の判決が示されたのである。

1960年10月26日（第1回）、第2回目の12月26日の広島高裁での公判で遂に「原判決破棄、全員無罪」が確定した。

事件発生以来7年、被告にとっては暗黒の青春を強いられたし、闘いも数々の困難をのりこえての無罪判決を闘いとった瞬間であった。

裁判終了後、誰、彼となく握手を交わし、「よかったな、よかったな」とお互いに労をねぎらい合った。

私も途中顔面神経痛を患ったが、絶対安静で、療養（治療）すれば完全治癒するには分かっていることだったが、当時、闘いの中心に居た私は責任感からそれができず、少し無理をして顔面右が麻痺として残った。人前では少々恥しい思いをすることがあるが、これは運動の勲章だと思って克服してきた。

1990年2月18日の夜、小森委員長（当時）衆議院当選の際、その後結婚をしたAさん（被告の身にされた）夫婦が沖野上町の小森選挙事務所で、県連選対委員長を務めた私に、逆に私の労をねぎらってくれた。このAさんの妻が、結婚された少し後、この事件のことで「こんないい人を苦しめてきて……」と話されたのが強く印象に残っている。

広島県の戦後の部落解放運動を大きく前進させた闘いであった。